



平成 26 年 11 月 7 日

各 位

東京都中央区八丁堀二丁目10番9号  
常和ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 小崎哲資  
(コード番号:3258 東証第一部)  
問合わせ先 専務取締役兼専務執行役員 山本正登  
電話 03-3523-7536

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成26年11月7日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 【本資金調達目的】

当社グループ(当社及び当社連結子会社5社)は、オフィスビル賃貸事業を中心とする不動産事業、ホテル事業、ゴルフ事業を三つの柱とし、「ストック型ビジネスモデルの完遂」と「厳格な基準に基づく優良収益物件投資」の二つを経営の基本方針としております。

かかる経営の基本方針のもと、当社グループは、新規投資に適した不動産市況が継続する中、積極的に優良収益物件投資を推進し、資産ポートフォリオを拡充してまいりました。平成 25 年度には、約 600 億円の投資により、15 物件を取得いたしました。

平成 26 年度に入りましても、平成 26 年 10 月 2 日時点で、約 170 億円の投資により、11 物件を既に取得しております。さらに平成 26 年 12 月 17 日から 22 日にかけて、約 224 億円の投資により、希少性の高いホテルユニゾ銀座一丁目及びパークシティ武蔵小杉プラザ(平成 26 年 10 月 2 日付「当社連結子会社による固定資産の取得に関するお知らせ」にて公表)を含む3物件を取得することを決定しております。

こうした状況を踏まえ、当社グループとしては、平成 26 年 12 月 17 日から 22 日迄の新規物件取得資金の合計額約 224 億円に関して、自己資金、借入金及び今次公募増資により調達する資金を充当したいと考えております。

当社グループでは、現在取得予定の優良収益物件及び今後取得検討が見込まれる優良収益物件を、引き続き着実に資産ポートフォリオに加えていくことが、当社グループの収益基盤のさらなる強化、ひいては企業価値・株主価値のさらなる向上に繋がるものと確信しております。また、本公募増資により、自己資本は拡充され、当社グループの財務基盤強化に寄与することにもなります。

当社グループは、「飛躍的な成長」を目指すべく、平成 25 年度から平成 27 年度までの3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました(平成 24 年 12 月 14 日公表)。平成 25 年度において、売上高、営業利益、経常利益、当

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

期純利益の全項目で中期経営計画の初年度目標を上回ると同時に、過去最高となる水準を達成しました。さらに平成 26 年度の業績予想(平成 26 年5月9日公表)において、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の全項目で中期経営計画の最終年度である平成 27 年度の目標を1年前倒し達成する計画を公表しております。なお、平成 26 年度上期実績は、同年度上期利益予想(平成 26 年5月9日公表)を上回っております(平成 26 年 10 月 30 日公表)。

#### 1. 公募による新株式発行(一般募集)

- |  |   |
|--|---|
| (1) 募集株式の種類及び数   | 当社普通株式 2,870,000 株  |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年 11 月 17 日(月)から平成 26 年 11 月 19 日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額   | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。  |
| (4) 募集方法   | 一般募集とし、みずほ証券株式会社(単独ブックランナー)及び野村証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (6) 申込期間   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。  |
| (7) 払込期日   | 平成 26 年 11 月 25 日(火)から平成 26 年 11 月 27 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。  |
| (8) 申込株数単位   | 100 株   |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小崎 哲資に一任する。 |   |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                                |   |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1. をご参照)

- |  |  |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 の<br>種 類 及 び 数   | 当社普通株式 430,000 株<br>なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人  | みずほ証券株式会社  |
| (3) 売 出 価 格  | 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)  |
| (4) 売 出 方 法  | 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 430,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。  |
| (5) 申 込 期 間  | 一般募集における申込期間と同一とする。  |
| (6) 受 渡 期 日  | 一般募集における払込期日の翌営業日とする。  |
| (7) 申 込 株 数 単 位  | 100 株  |
| (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小崎 哲資に一任する。 |  |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                             |  |
| (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。                         |  |

## 3. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1. をご参照)

- |   |  |
|---|--|
| (1) 募 集 株 式 の<br>種 類 及 び 数  | 当社普通株式 430,000 株   |
| (2) 払 込 金 額 の<br>決 定 方 法  | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。  |
| (3) 増加する資本金及び<br>資本準備金の額  | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割 当 先   | みずほ証券株式会社  |
| (5) 申込期間(申込期日)  | 平成26年12月12日(金)   |
| (6) 払 込 期 日   | 平成26年12月15日(月)   |
| (7) 申 込 株 数 単 位   | 100 株  |
| (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。                                    |  |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小崎 哲資に一任する。 |  |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。   |  |
| (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。  |  |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から430,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、430,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成26年11月7日(金)開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社に割当先とする当社普通株式430,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成26年12月15日(月)を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年12月8日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	16,533,000株	(平成26年11月6日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	2,870,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	19,403,000株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	430,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	19,833,000株	(注)

(注) 上記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の用途

#### (1) 今回の調達資金の用途

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額合計上限 11,910 百万円については、下表(平成 26 年 11 月 7 日現在)の物件取得資金合計 22,362 百万円(既支払額を含む)の一部として全額を充当し、残りの取得資金については、自己資金及び借入金によって賄う予定です。

物件名 (所在地)	セグメント の名称 (会社名)	内容	投資予定額		支払予定 時期
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	
① パークシティ武蔵小 杉プラザ (神奈川県川崎市 中原区新丸子東三 丁目1100番4外)	不動産事業 (常和不動産(株))	賃貸商業施設 土地 6,104.63㎡ 建物 12,223.72㎡	10,800	—	平成26年 12月17日
② ホテルユニゾ銀座 一丁目 (東京都中央区 銀座一丁目5-3外)	ホテル事業 (常和ホテル(株))	ホテル 土地 848.78㎡ 建物 7,417.88㎡	9,562	—	平成26年 12月22日
③ 信井ビル (東京都台東区上 野一丁目1-12)	不動産事業 (常和不動産(株))	賃貸オフィスビル 土地 431.89㎡ 建物 3,465.90㎡	2,000	200	平成26年 12月19日
合 計			22,362	200	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. パークシティ武蔵小杉プラザ、ホテルユニゾ銀座一丁目及び信井ビルについては、不動産信託受益権を取得するものです。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、上表の3物件の概要等につきましては、下記にて補足いたします。

① パークシティ武蔵小杉プラザの概要

- ・所在地 : 神奈川県川崎市中原区新丸子東三丁目1100-4外(地番)
- ・交通 : JR横須賀線・JR湘南新宿ライン・JR南武線・東急東横線・東急目黒線  
「武蔵小杉駅」徒歩1分
- ・建物面積 : 12,223.72㎡
- ・規模 : 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上5階地下1階
- ・竣工 : 平成20年5月
- ・入居率 : 100%(平成26年11月7日現在)
- ・公表 : 平成26年10月2日



② ホテルユニゾ銀座一丁目の概要

- ・所在地 : 東京都中央区銀座一丁目5-3外(地番)
- ・交通 : 東京メトロ「銀座一丁目駅」徒歩1分、「銀座駅」徒歩5分、「京橋駅」徒歩3分、  
都営浅草線「宝町駅」徒歩4分
- ・建物面積 : 7,417.88㎡
- ・規模 : 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、地上12階地下1階
- ・客室数 : 305室
- ・竣工予定 : 平成26年11月
- ・開業予定 : 平成27年1月



ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### ③ 信井ビルの概要

- ・所在地 : 東京都台東区上野一丁目1-12
- ・交通 : 東京メトロ「湯島駅」「末広町駅」徒歩3分、  
JR山手線・JR京浜東北線「御徒町駅」徒歩5分
- ・建物面積 : 3,465.90㎡
- ・規模 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上8階地下4階
- ・竣工 : 昭和59年3月
- ・入居率 : 88%(平成26年11月7日現在)



ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## (2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

## (3) 業績に与える影響

今回の公募増資及び第三者割当増資による調達資金を上記3.(1)に記載の用途に充当し、優良収益物件の投資を着実に実行することにより、当社グループの中長期的な成長を実現するための収益基盤の拡大を図るとともに、財務基盤の強化にも寄与するものと考えております。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資による資金調達および上記3.(1)に記載の物件の取得が、平成27年3月期の業績に与える影響は軽微であります。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

企業価値・株主価値のさらなる向上を目指し、将来の事業展開と経営基盤を念頭に、事業環境や業績、財政状態の推移を見据えた上で、「安定配当」と「自己資本の充実」の2つのバランスを取りながら、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)に記載いたしました利益配分に関する基本方針に基づき、当社の業績動向等を総合的に勘案し決定いたします。

### (3) 内部留保資金の用途

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開に機動的に投入するとともに、経営基盤のさらなる強化に充てていく所存であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



(4)過去3決算期間の配当状況等

	平成 24 年3月期	平成 25 年3月期	平成 26 年3月期
1株当たり連結当期純利益	144.37 円	168.05 円	186.22 円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	60.00 円 (30.00 円)	60.00 円 (30.00 円)	60.00 円 (30.00 円)
実績連結配当性向	41.6%	35.7%	32.2%
自己資本連結当期純利益率	8.4%	8.4%	9.5%
連結純資産配当率	3.5%	3.3%	3.1%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く。)で除した数値です。
2. 各決算期の実績連結配当性向は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 各決算期の自己資本連結当期純利益率は、当該決算期末の連結当期純利益を、少数株主持分控除後の連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。
4. 各決算期の連結純資産配当率は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。

5. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成 24 年8月 20 日
調 達 資 金 の 額	3,495,984,000 円
発 行 価 額	1,384 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	10,707,000 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	2,526,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	13,233,000 株
割 当 先	日東紡績株式会社 722,000 株 藤田観光株式会社 722,000 株 興銀リース株式会社 433,000 株 興和不動産株式会社(注) 433,000 株 共立株式会社 216,000 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	物件取得資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 24 年8月下旬から9月上旬
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記支出予定時期に全額を充当済み

(注)平成 24 年 10 月 1 日付で株式会社新日鉄都市開発と合併し、新日鉄興和不動産株式会社に商号を変更しております。

・公募増資による新株発行

払 込 期 日	平成 25 年3月4日
調 達 資 金 の 額	4,765,807,200 円
発 行 価 額	1,660.56 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	13,233,000 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	2,870,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	16,103,000 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	物件取得資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 25 年3月 27 日から4月1日
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記支出予定時期に全額を充当済み

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

・第三者割当による新株発行(オーバーアロットメントに伴う売出しに関連した第三者割当)

払 込 期 日	平成 25 年3月 22 日
調 達 資 金 の 額	714,040,800 円
発 行 価 額	1,660.56 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	16,103,000 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	430,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	16,533,000 株
割 当 先	みずほ証券株式会社 430,000 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	物件取得資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 25 年3月 27 日から4月1日
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記支出予定時期に全額を充当済み

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 24 年3月期	平成 25 年3月期	平成 26 年3月期	平成 27 年3月期
始 値	1,405 円	1,480 円	2,409 円	3,470 円
高 値	1,544 円	2,597 円	3,955 円	4,280 円
安 値	1,180 円	1,270 円	2,011 円	3,075 円
終 値	1,477 円	2,428 円	3,405 円	3,750 円
株価収益率	10.2 倍	14.4 倍	18.3 倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。  
 2. 平成 27 年3月期の株価については平成 26 年 11 月6日(木)現在で表示しております。  
 3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成 27 年3月期については未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

当社は、平成 24 年8月3日付取締役会決議に基づき日東紡績株式会社、藤田観光株式会社、興銀リース株式会社、興和不動産株式会社(現 新日鉄興和不動産株式会社)及び共立株式会社を割当先(以下「割当先」と総称する。)として第三者割当による新株発行を行っております。その際、割当先は第三者割当により取得する新株式(以下「割当新株式」という。)を中長期的に保有する旨の報告を受けております。また割当先と締結した株式引受契約書において、払込期日(平成 24 年8月 20 日)から平成 26 年8月 20 日までの間、当社の書面による事前の承諾のない限り、割当新株式の全部又は一部について第三者に譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならないものとする旨を約定いたしました。さらに当社と割当先は割当先が割当新株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結しました。なお、上記2年間において、割当先から当社への譲渡申請及び譲渡報告はありませんでした。

ご注意:この文書は、当社の新株発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### (4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。